

令和2年第6回常陸太田市議会定例会会議録

令和2年9月18日（金）

議 事 日 程（第5号）

令和2年9月18日午前10時開議

- 日程第 1 委員長報告 議案第49号ないし議案第66号
請願第2号ないし請願第3号
- 日程第 2 議案第67号 常陸太田市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 議員提案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に
対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 日程第 4 議員提案第3号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書の提出
について
- 日程第 5 議員派遣について
- 追加日程 議員提案第4号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の
提出について
- 追加日程 議長の辞職について
- 追加日程 議長の選挙
- 追加日程 副議長の辞職について
- 追加日程 副議長の選挙
- 追加日程 常任委員会の選任
- 追加日程 議会運営委員会委員の選任

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告（討論・採決）
- 日程第 2 議案第67号（提案理由説明・採決）
- 日程第 3 議員提案第2号（提案理由説明・採決）
- 日程第 4 議員提案第3号（提案理由説明・採決）
- 日程第 5 議員派遣（採決）
- 追加日程 議員提案第4号（提案理由説明・採決）
- 追加日程 議長の辞職
- 追加日程 議長の選挙
- 追加日程 副議長の辞職
- 追加日程 副議長の選挙
- 追加日程 常任委員会の選任
- 追加日程 議会運営委員会委員の選任

出席議員

12番	成井小太郎	議長	11番	高星勝幸	副議長
1番	森山一政	議員	2番	小室信隆	議員
3番	菊池勝美	議員	4番	諏訪一則	議員
5番	藤田謙二	議員	6番	深谷渉	議員
7番	平山晶邦	議員	8番	益子慎哉	議員
9番	菊池伸也	議員	10番	深谷秀峰	議員
13番	茅根猛	議員	14番	川又照雄	議員
15番	後藤守	議員	16番	黒沢義久	議員
17番	高木将	議員	18番	宇野隆子	議員

説明のため出席した者

大久保太一	市長	宮田達夫	副市長
石川八千代	教育長	加瀬智明	政策推進室理事
綿引誠二	総務部長	岡部光洋	企画部長
鈴木淳	市民生活部長	柴田道彰	保健福祉部長
根本勝則	農政部長	小瀧孝男	商工観光部長
古内宏	建設部長	磯野初郎	会計管理者
畠山卓也	上下水道部長	宇野智明	消防長
武藤範幸	教育部長	榊一行	農業委員会事務局長
岡田和也	秘書課長	中野亘	総務部次長兼総務課長
江幡治	監査委員		

事務局職員出席者

笹川雅之	事務局長	富田弘明	次長兼議事係長
小林博則	総務係長		

午前10時開議

○成井小太郎議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は18名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○成井小太郎議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりいたします。

日程第1 委員長報告

○成井小太郎議長 日程第1，委員長報告を行います。

議案第49号から議案第66号まで，並びに請願第2号及び請願第3号，以上20件を一括議題として，各常任委員会及び決算特別委員会の審査の経過並びに結果について，各常任委員長及び決算特別委員長の報告を求めます。

総務委員長，菊池伸也議員の報告を求めます。9番菊池伸也議員。

〔総務委員長 菊池伸也議員 登壇〕

○総務委員長（菊池伸也議員） 皆さん，おはようございます。総務委員長の菊池です。

令和2年第6回常陸太田市議会定例会において本委員会に付託された事件の審査の経過と結果について，常陸太田市議会会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

本委員会に付託されました工事請負契約1件，購入契約1件，補正予算1件について，9月8日，副市長をはじめ関係部課長の出席の下，委員会を開催いたしました。

初めに，議案第49号常陸太田市大里ふれあい広場野球場防球ネット設置工事請負契約については，委員より，防球ネットの設計に当たり，風圧の設計上の数値や支柱の材質，既存のネットと新設のネットとの重なり合う箇所の安全性等についての質疑があり，執行部より，防球ネット設計は，風速30メートル，最大瞬間風速44.7メートルの風速に耐えられる設計になっており，新設支柱の材質は直径80センチの鋼管であり，既存と新設ネットの重なり合う箇所の安全性については，施工の段階で対策を講じて検討していくとの答弁でありました。その他種々質疑され，採決の結果，全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に，議案第50号充電保管庫（タブレット収納庫）購入契約については，特に質疑，討論がなく，全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に，議案第59号令和2年度常陸太田市一般会計補正予算（第4号）については，委員より，農業振興費の儲かる産地支援事業のJA梨部会の補助金の内容について伺いたいとの質疑があり，執行部より，本年度4月から6月の低温や遅霜，降ひょう，強風などの異常気象により，市内梨農家において，幸水，豊水の結実不良の災害が発生したことから，梨部会25会員のうち2会員が5つの補助を得，梨の安定栽培と今後の台風発生や来年度への備えとして梨園を全体にネットで囲む多目的防災網整備に対する補助との答弁でありました。その他種々質疑され，採決の結果，全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が，総務委員会の審査の経過と結果であります。議員各位のご賛同をよろしく願います。

○成井小太郎議長 次，文教民生委員長，川又照雄議員の報告を求めます。14番川又照雄議員。

〔文教民生委員長 川又照雄議員 登壇〕

○文教民生委員長（川又照雄議員） 令和2年第10回常陸太田市議会定例会において本委員会に付託された事件の審査の経過と結果について，常陸太田市議会会議規則第110条及び第143条の規定によりご報告いたします。

本委員会に付託されました補正予算3件、請願1件について、9月9日、副市長をはじめ関係部課長の出席の下、委員会を開催いたしました。

初めに、議案第60号令和2年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、委員より、令和2年度の国民健康保険支払準備基金積立金の年度末基金残高についての質疑があり、執行部より、今回補正後の令和2年度基金残高は6億7,471万3,680円を見込んでいるとの答弁でありました。その他種々質疑され、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号令和2年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、特に質疑、討論がなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第62号令和2年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、委員より、令和2年度の介護保険支払準備基金積立金の残高についての質疑があり、執行部より、令和2年度末現在高に令和2年度当初予算額5万円、そして今回補正する3,979万2,000円を加えた金額5億2,103万2,618円が積立金の残高見込額となるとの答弁でありました。その他種々質疑され、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第3号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願については、教職員を取り巻く厳しい勤務状況を踏まえつつ、教育環境の改善と教育予算の確保・充実については願意妥当と認め、採決の結果、全会一致で採決すべきものと決定いたしました。

以上が、文教民生委員会の審査の経過と結果であります。

すみません、訂正をいただきたいと思えます。

大変失礼をいたしました。冒頭の令和2年第6回常陸太田市議会定例会を申し訳ございません。令和2年度第10回と誤った発言がありましたので、訂正します。

以上が、文教民生委員会の審査の経過と結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○成井小太郎議長 次、産業建設委員長、藤田謙二議員の報告を求めます。5番藤田謙二議員。

〔産業建設委員長 藤田謙二議員 登壇〕

○産業建設委員長（藤田謙二議員） 産業建設委員長の藤田です。

令和2年第6回常陸太田市議会定例会において本委員会に付託された事件の審査の経過と結果について、常陸太田市議会会議規則第110条及び第143条の規定により報告いたします。

本委員会に付託されました補正予算4件及び請願1件について、9月10日、副市長をはじめ関係部課長の出席の下、委員会を開催いたしました。

初めに、議案第63号令和2年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号）については、委員より、施設浸水対策基本設計業務委託料の収益的支出から資本的支出への組替えの経緯について質疑があり、執行部から、茅根取水場、新地浄水場等の浸水対策事業については、建設改良費の拡張事業に関わる委託料となることから組替えをさせていただくとの答弁でありました。その他種々質疑され、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号令和2年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）については、委員より、施設浸水対策の今後の本体工事の事業費について質疑があり、執行部より、水浸被害のあった花房取水場について、今後の実施計画の段階で具体的な事業費を検討していくとの答弁でありました。その他種々質疑され、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号令和2年度常陸太田市簡易水道事業会計補正予算（第1号）については、委員から、公営企業へ移行する際の固定資産の再評価の失念に関し質疑があり、執行部から、簡易水道事業会計及び下水道事業会計等会計について、公営企業へ移行する際、国のマニュアル等において示されていた固定資産の再評価を失念してしまったことから今回の補正予算の提出となり、改めて職員の意識の高揚、チェック体制の強化を図るとの答弁でありました。その他種々質疑され、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号令和2年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算（第1号）については、特に質疑、討論がなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第2号自家増殖を原則禁止とする種苗法「改正」の取りやめを求める意見書提出を求める請願については、今回の「種苗法」法案については、日本国内で開発された優良品種が海外に流出し第三国において産地化されるといった事例があったことから、新品種を保護するためにも法改正が必要であるため請願には賛成できないといった意見や、今回の請願については自家増殖を原則禁止とあるが、現在利用されているほとんどの品種は一般品種と言われる在来種などであり、在来種においては今後も自家増殖ができるとされており、自家増殖の許諾制の対象となるのは登録品種とされる長年の歳月を経て開発された品種であり、開発者の権利を守ることにより新品種の開発を促進し農業の発展に寄与できるものと思われるので本請願には賛成できない等の意見があり、採決の結果、全会一致で不採択すべきものと決定いたしました。

以上が、産業建設委員会の審査の経過と結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○成井小太郎議長 次、決算特別委員長、川又照雄議員の報告を求めます。14番川又照雄議員。

〔決算特別委員長 川又照雄議員 登壇〕

○決算特別委員長（川又照雄議員） 決算特別委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。

令和2年第6回常陸太田市議会定例会において本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第51号令和元年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第52号令和元年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第53号令和元年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、原案

可決すべきものと決定。

議案第54号令和元年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第55号令和元年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、原案可決及び認定すべきものと決定。

次のページに参ります。

議案第56号令和元年度常陸太田市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、原案可決及び認定すべきものと決定。

議案第57号令和元年度常陸太田市簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、原案可決及び認定すべきものと決定。

議案第58号令和元年度常陸太田市下水道事業等会計剰余金の処分及び決算の認定について、原案可決及び認定すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○成井小太郎議長 以上で委員長報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○成井小太郎議長 これより討論を行います。

議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、請願第2号、以上5件について討論の通告がありますので、発言を許します。18番宇野隆子議員。

〔18番 宇野隆子議員 登壇〕

○18番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。

私は、議案第51号令和元年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第52号令和元年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第53号令和元年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第54号令和元年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての議案4件と、産業建設委員会に付託された請願第2号自家増殖を原則禁止とする種苗法「改正」の取りやめを求める意見書提出を求める請願の委員長報告に反対する立場から討論を行います。

さて、16日の日、菅義偉自民党総裁が、国会による首相指名を受け、菅内閣を発足させました。菅首相は、安倍政治の継承を最大の看板としています。内政、外交、政治モラル、そして新型コロナ対応、どの点をとっても政治の行き詰まりは明らかではないかと思いますがどうでしょうか。菅首相が国の在り方として繰り返し強調しているのは、自助・共助・公助です。すなわち自己責任、自分のことは自分で守れということですが、自助や共助は政府が押しつけることなく、政治の仕事は国民の暮らしを守りよくする、そのための公の責任を果たすことだと思いま

す。新型コロナウイルス感染症をどうやって収束させ、どうやって国民の命と暮らしを守っていかについて、臨時国会における徹底した審議が求められていると思います。

議案第51号令和元年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定についてです。

一般会計の決算額は、歳入総額で268億490万円で、前年度、平成30年度の決算額と比較いたしますと、23億9,420万8,000円の増となります。歳出総額では、250億3,781万3,000円で、前年度決算額と比較すると、13億2,591万5,000円の増となっております。予算に対する執行率は、歳入が93.4%、歳出では87.3%となっております。

令和元年度は台風19号により大きな被害を受け、全職員が一丸となって復旧復興に力を尽くされました。また、年度末には新型コロナウイルスの対応にと頑張っておられたことに感謝申し上げます。こうした大変な状況の下での予算に対する執行率は、歳入歳出とも最大努力された結果だと思えます。

さて、当初予算の施政方針で、合併による普通交付税の特例措置が元年度で終了するということから、第6次総合計画に位置づけられた重点施策の推進、少子化・人口減少対策に重点的に取り組むということで進められてきました。少子化・人口減少対策では、国に先行して、保育園保育料の無償化や市立幼稚園保育料の無償化が行われ、市立小中学校の給食費の2分の1補助、安心子育て応援事業では3,123万円の予算措置がされるなど、子育て世代の経済的負担軽減や妊婦さんへの支援などが行われました。このような事業に対しては評価をいたします。

私は学校給食費の無償化を求めてきたところですが、文部科学省が実施している給食費徴収状況調査では、給食費を無償化する自治体が増えつつあります。無償化する理由として挙げているのが、子育て支援や定住しやすい環境づくりに加えて、給食を教育の一環として捉える食育の推進を挙げる自治体が増えているということです。本市の食材の地産地消で豊かな学校給食を、そして、給食費の無償化が図られれば、子どもや子育て世代にとっては大きな子育て支援を実感することができるのではないのでしょうか。

ふるさと定住奨学資金返還助成事業ですが、この事業は、その名のとおり、定住促進を図るための奨学金制度です。奨学金の貸与を受けた高校生から大学生まで170人おり、この事業で返還額の全部の助成を受けた学生がこれまで4人いるとの回答がありました。学校を卒業し、本市に戻って市内に勤務先が決まることは、本人が例え地元に戻ることを希望していても、勤務先まで市内で見つけることは大変難しいことです。ふるさと奨学金をこれまでどおり継続しながら、併せて市独自の給付奨学金制度の創設に、低所得の困難な家庭であっても勉強したいと意欲のある子どもの進学への支援を求めます。

市民バスの運行では、一乗車運賃200円で、75歳以上はその半額の100円となりました。高齢者が通院に利用したり、教養講座に参加したりと、高齢者の外出支援は健康増進にもつながります。100円にして利用者が大きく増えております。75歳以上を5歳引き下げて70歳からにすると、利用者がまた増えると思いますし、高齢者の負担軽減にもなります。ぜひご検討ください。

有害鳥獣等の、特にイノシシからの被害対策として、電気柵の購入助成などが拡充されており

ます。引き続き市有害鳥獣捕獲隊の方々や市の鳥獣被害防止対策協議会との協力を強めながら、対策の強化を図ってくださるようお願いいたします。

新規事業として、予算額335万3,000円で計上され、マイナンバーカード利活用促進事業が進められました。337万円の決算額となっております。国は多額の予算を使ってマイナンバーカードの促進を強固に進めています。本市では、当初から見ると、市民サービスの向上と業務効率化を図るためとして利活用が広がっておりますけれども、全国的に見ても、漏えいや、またカード紛失の問題が増えつつあります。したがって、私はマイナンバーカードの普及・拡大には賛成できません。

積立金については、決算で財政調整基金が41億1,600万円、減債基金79億8,900万円、特定目的基金43億7,620万円の現在高となっております。各種基金の積立では、それぞれ目的に応じて使い道が限定されますけれども、財政調整基金は、制約のない、何にでも使えるお金です。41億円の多額の基金の一部を取り崩して、市民の暮らしを支援する、また安心安全なまちづくりに生かしていくことを求めます。

次に、議案第52号常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてです。

令和元年度の決算は、都道府県単位化の2年目となります。歳入で、保険税は一般被保険者と退職被保険者合わせて、歳入済額が9億7,097万936円、不納欠損額1,114万9,824円、収入未済額は1億1,343万5,252円で、毎年払い切れない保険税の不納欠損額が発生しております。

歳出で、保険給付費が39億5,129万3,000円で、前年度比で約6,400万円の増、3.2%の増減率となり、一般被保険者の1人当たりの給付額は27万5,599円で、目標とした予算額に対して1万3,694円増となり、給付額が伸びております。これは、医療の高度化や薬剤の値上げなどによるものですが、病気になれば医者に診てもらうことは当然のことです。がんや生活習慣病の早期発見、早期治療のために、人間ドック、脳ドックの検診、特定健康診査の受診率の向上のために、引き続き保健事業の推進に努めてほしいと思います。

なお、私は今回の決算審査で、特定健康診査の受診率の引上げをこれまで求めておりますけれども、今回本市の第3期特定健康審査等実施計画に基づく目標値の50%に対して、45.1%であったとの成果報告がありました。この達成率は、県平均が38.5%であり、本市は44市町村では第8位、市では2位と上位に位置しているとの成果報告があり、担当課の取組は評価いたします。さらなる受診率の引上げに取り組んでいただきたいと思います。

保険基盤安定繰入金については、保険税軽減対象世帯が、2割減が997世帯、5割減が1,269世帯、7割減が2,196世帯と、合わせて4,462世帯で、加入世帯の56.4%を占めております。また、7割減の世帯が全軽減世帯の約50%を占めております。これは国保加入世帯の多くが低所得者層であり、高齢者や非正規労働者、国民年金受給者で構成されているからです。国保加入者の多くが高い国保税の負担に苦勞しております。本市の国保会計決算で1人当たりの保険給付費が増えている下で、一般会計からの繰入れが減額されたり、ゼロになってしまったら、国保税が大きく引き上げられ、払い切れない世帯が一気に増えることとなります。決算で支払準

備基金の決算年度末現在高6億3,121万9,680円になります。国保税引下げのために、国保国庫負担率を元に戻すことを国に求めながら、国庫負担の増額による財政基盤の強化と一般会計からのこれまでどおりの繰り入れ、また支払準備基金の活用で国保加入者の負担軽減に努めてほしいと思います。

次に、議案第53号常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてです。

年金額が年額18万円未満の普通徴収の被保険者が納める普通徴収保険料は、毎年不納欠損額が出ております。令和元年度は11名分で11万8,000円となりました。普通徴収の被保険者の厳しい実態が表れております。高齢化が進み医療費が増えれば、自動的に保険料が値上げとなる仕組みになっているこの制度は、75歳以上を別枠にして、年金額が年額18万円以上の被保険者は年金から保険料が天引きされております。他の医療保険制度と違って、医療で高齢者を差別し、年金でも差別する。このような国の制度そのものに私は反対です。

次に、議案第54号常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてです。

歳入で、特別徴収による保険料は年金からの天引きにより滞納はありませんが、普通徴収による保険料は現年度分の収入未済額419万7,600円、滞納繰越分普通徴収保険料の収入未済額は511万9,959円、また不納欠損額270万7,596円となっており、年金が年額18万円未満の被保険者にとっては、保険料が納められない状況にあります。保険料を滞納したままでは、介護サービスが必要となっても、サービスが利用できません。保険料の負担は、歳入の状況を見ても、特に少ない年金で生活する高齢者にとってはその負担は大きく、介護保険料の引下げを求める声は少なくありません。介護保険支払準備基金は、令和元年度決算年度末残高4億8,119万618円で、元年度決算の余剰金をプラスすれば、約5億2,000万円の基金となります。これは、第7期計画で保険料を約10%値上げしたことが、基金が増えた大きな要因となっております。基金の適切な活用で、保険料及び利用料の負担軽減を求めます。

介護サービス等諸費及び介護予防サービス等諸費については、前年度より1人当たりのサービスの見込量が精査されてきております。

地域支援事業については、市の社会福祉協議会へ事業委託の割合が大きく、一つ一つ事業が計画どおりに十分果たし切れるように、また、地域ネットワークでの十分な協議の中で各事業の充実が図られることを求めます。

最後になりますが、令和3年度から5年度の3年間の第8期計画が現在進められていると思います。その中で、介護保険料を幾らに設定するのか。このことについては、第7期の3年間で十分総括して、保険料の引下げが実現できるように努力していただくことを求めます。

次に、請願第2号自家増殖を原則禁止とする種苗法「改正」の取りやめを求める意見書提出を求める請願についてです。

「種苗法」は、農作物の新しい品種を開発した人や企業に育成者権を認め、著作権と同じく権利を保護すると同時に、農業者が収穫物の一部を種苗として使う自家増殖については、育成者権が及ばない範囲で原則自由としてきました。

改正案は、この条項を削除し、自家増殖を一律禁止にするというもので、禁止対象になる登録

品種を農家が栽培する場合に、種や苗を全て購入するか、一定の許諾料を払って自家増殖するかを強いられることとなります。日本の農業を支える圧倒的多数の小規模農家にとっては、新たな負担増になることは避けられません。人類は、種の選抜や改良などを繰り返し、食料生産を発展させてきました。その営みを担ってきたのが農業者です。公的機関や企業による育苗が広がってきた最近でも、地球の土壌や気象に合った多様な品種の定着にとって、農業者の現場の取組は欠かせません。

自家増殖の禁止は、農業者を種苗の単なる利用者、消費者としか見ず、こうした長年の農業者の大事な営みを否定するものです。自家増殖禁止は、種子の多様性や地域に適した作物栽培を妨げかねず、地球規模での気候変動による食料不足が心配される中、食料自給率の低い日本においては、食料安全保障の観点にも逆行していると言えます。

国際社会は、育成者権の強化を目的とした条約でも、農業者の自家増殖を認めております。食料や農業の「植物遺伝資源に関する国際条約 2001年」や国連の「農民の権利宣言 2018年」は、地域の伝統的な品種の保存利用や自家増殖は農民の権利だと定めております。改定案は、この流れに逆行するものです。

政府は、自家増殖禁止は優良品種の海外流出防止のためだと言っております。この点については、先ほどの委員長報告にもありましたし、委員会でも議論されました。シャインマスカットやイチゴ、ソバのような海外への登録品種の持ち出しや海外での無断増殖を全て防ぐことは物理的に困難であり、自家増殖を規制しても海外持ち出しを物理的に止めることはできません。農水省が認めるように、海外で品種登録を行うことが唯一の方法です。

今回の改定は、優良な種子を安価で提供する公的事業を縮小させ、企業の利益のための私的品種開発に基準を移すことがあるのは明らかです。在来種、一般品種は育成者権の対象外としております。これも委員会で意見が出されました。一般品種が登録される可能性も否定はできません。

今回の法案では、裁判の際には特性表に基づいてのみ判断するとされるために、育成者権者にとっては大変有利である一方、小規模農家を萎縮させ、在来種の栽培や種取りを断念させる可能性もあります。

その結果、地域で種子を守ってきた種取り農家とともに多様な種子が失われる可能性があります。また、地域の中小の種苗会社が資金的に品種登録をする余裕がない場合、高額な登録料を支払うことのできる特定の民間企業による種子の独占や、市場の寡占化が進み、農家や消費者の選択肢をより一層制限することになります。

よって、自家増殖を原則禁止とする種苗法「改正」の取りやめを求める意見書提出を求める請願は願意妥当です。

以上で私の反対討論を終わります。

○成井小太郎議長 以上で討論を終結いたします。

○成井小太郎議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第49号常陸太田市大里ふれあい広場野球場防球ネット設置工事請負

契約について、議案第50号充電保管庫（タブレット収納庫）購入契約について、以上2件については、委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第49号、議案第50号、以上2件については原案可決することに決しました。

○成井小太郎議長 採決いたします。

議案第51号令和元年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○成井小太郎議長 起立多数であります。よって、議案第51号については原案認定することに決しました。

○成井小太郎議長 採決いたします。

議案第52号令和元年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○成井小太郎議長 起立多数であります。よって、議案第52号については原案認定することに決しました。

○成井小太郎議長 採決いたします。

議案第53号令和元年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○成井小太郎議長 起立多数であります。よって、議案第53号については原案認定することに決しました。

○成井小太郎議長 採決いたします。

議案第54号令和元年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○成井小太郎議長 起立多数であります。よって、議案第54号については原案認定することに決しました。

○成井小太郎議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第55号令和元年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の

認定について、議案第56号令和元年度常陸太田市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第57号令和元年度常陸太田市簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第58号令和元年度常陸太田市下水道事業等会計剰余金の処分及び決算の認定について、以上4件については、委員長報告のとおり原案可決及び認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第55号から議案第58号まで、以上4件については原案可決及び認定することに決しました。

○成井小太郎議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第59号令和2年度常陸太田市一般会計補正予算（第4号）について、議案第60号令和2年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第61号令和2年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第62号令和2年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第63号令和2年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第64号令和2年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第65号令和2年度常陸太田市簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第66号令和2年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算（第1号）について、以上8件については、委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第59号から議案第66号まで、以上8件については原案可決することに決しました。

○成井小太郎議長 採決いたします。

請願第2号自家増殖を原則禁止とする種苗法「改正」の取りやめを求める意見書提出を求める請願については、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○成井小太郎議長 起立多数であります。よって、請願第2号については不採択とすることに決しました。

○成井小太郎議長 採決いたします。

お諮りいたします。請願第3号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願については、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第3号については採択することに決し

ました。

日程第2 議案第67号

○成井小太郎議長 次、日程第2、議案第67号常陸太田市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 常陸太田市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、ご提案を申し上げます。

恐れ入りますが、追加議案書の1ページをご覧いただきたいと思います。

議案第67号常陸太田市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

常陸太田市固定資産評価審査委員会委員の根本洋治氏が、令和2年9月30日をもって任期満了となりますので、その後任委員といたしまして、引き続き根本洋治氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。なお、略歴につきましては、2ページに概要をお示ししてございますので、ご参照いただきたいと存じます。

議員各位のご同意を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○成井小太郎議長 説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○成井小太郎議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○成井小太郎議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第67号常陸太田市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第67号については原案同意することに決しました。

日程第3 議員提案第2号

○成井小太郎議長 次、日程第3、議員提案第2号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。6番深谷渉議員。

〔6番 深谷渉議員 登壇〕

○6番（深谷渉議員） ただいま議長よりお許しをいただきましたので、お手元の議員提案第2号について、文書の朗読をもってご提案申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について。

上記について、別紙のとおり決議し、「地方自治法」第99条の規定により、関係行政庁に意見書を提出するものとする。

令和2年9月18日提出。

提出者、常陸太田市議会議員、深谷渉。賛成者、同じく深谷秀峰、同じく後藤守、同じく川又照雄、同じく菊池伸也、同じく益子慎哉、同じく藤田謙二。

提案理由。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求めるため意見書をもって要望するものである。

次のページに参りまして、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより、来年度においても、地方税、地方交付税など一般財源の激減が避け難くなっている。地方自治体では、医療・介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税について、引き続き財政保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については積極的な整理・合理化を図り、新設、拡充、継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。

5、とりわけ固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず断じて行わないこと。さきの緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時異例の措置としてやむを得ないものであったが、本来、国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、「地方自治法」第99条の規定により意見書を提出する。

次のページに参りまして、令和2年9月18日。常陸太田市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣宛てとなります。

以上、ご提案申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○成井小太郎議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○成井小太郎議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

○成井小太郎議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○成井小太郎議長 採決いたします。

お諮りいたします。議員提案第2号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第2号については、原案可決することに決しました。

日程第4 議員提案第3号

○成井小太郎議長 次、日程第4、議員提案第3号防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。9番菊池伸也議員。

〔9番 菊池伸也議員 登壇〕

○9番（菊池伸也議員） ただいまお許しをいただきましたので、お手元の議員提案第3号について、文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第3号防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書の提出について。

上記について、別紙のとおり決議し、「地方自治法」第99条の規定により、関係行政庁に意見書を提出するものとする。

令和2年9月18日提出。

提出者、常陸太田市議会議員、菊池伸也。賛成者、同じく深谷渉、同じく後藤守、同じく茅根猛、同じく高星勝幸、同じく平山晶邦。

提案理由。令和2年度末期限の国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」のさらなる延長と拡充を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための処置を講ずるよう、意見書をもって要望するものである。

次のページに参りまして、防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書（案）。

現在、世界は異常な気象変動の影響を受け、各国各地でその甚大な被害を被っている。我が国でも、豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、地震、高潮、暴風、波浪、豪雪など自然災害の頻発化、激甚化にさらされている。このような甚大な自然災害に事前から備え、国民の生命財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化、進化させていくことを目的に、国土強靱化基本計画を改定するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し集中的に取り組んでいるが、その期限が令和3年3月末までとなっている。

現状では、過去の最大を超える豪雨による、河川の氾濫、堤防の決壊、山間部の土砂災害等により、多くの尊い命が奪われるなど犠牲者は後を絶たない。今後起こり得る大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながるよう、防災・減災、国土強靱化はより一層十分な予算の安定的かつ継続的に確保が必須である。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

1. 令和2年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」のさらなる延長と拡充を行うこと。

2. 地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。

3. 災害復旧、災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

以上、「地方自治法」第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月18日。常陸太田市議会。

提出。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災）、国土強靱化担当大臣宛てとなります。

以上、ご提案申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○成井小太郎議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○成井小太郎議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第3号については、委員会の付託を省略することに決しました。

○成井小太郎議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○成井小太郎議長 採決いたします。

お諮りいたします。議員提案第3号防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書の提出については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第3号については、原案可決することに決しました。

日程第5 議員派遣

○成井小太郎議長 次、日程第5、お手元に配付してあります議員派遣についてを議題といたします。

○成井小太郎議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○成井小太郎議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○成井小太郎議長 採決いたします。

お諮りいたします。議員派遣については、「地方自治法」第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付いたしてありますとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはお手元に配付いたしてありますとおりに決しました。

○成井小太郎議長 お諮りいたします。

ただいま議員提案第4号教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出についてが、提出されました。これを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第4号を日程に追加し、議題いたします。

追加日程 議員提案第4号

○成井小太郎議長 議案を配付いたします。

〔事務局議案を配付〕

○成井小太郎議長 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 配付漏れなしと認めます。

提案理由の説明を求めます。14番川又照雄議員。

〔14番 川又照雄議員 登壇〕

○14番（川又照雄議員） ただいま議長よりお許しをいただきましたので、お手元の議員提案第4号について、文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第4号教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について。上記について、別紙のとおり決議し、「地方自治法」第99条の規定により、関係行政庁に意見書を提出するものとする。

令和2年9月18日提出。

提出者、常陸太田市議会議員、川又照雄。賛成者、同じく諏訪一則、同じく宇野隆子、同じく高木将、同じく深谷秀峰、同じく小室信隆。

提案理由。国会及び政府においては、教育環境の改善と教育予算を確保・充実されるよう意見書をもって強く要望するものである。

次のページに参ります。

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）。

学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況になっている。また、学校における働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく、抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠である。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で、2006年度（平成18年度）

に国庫負担率が2分の1から3分の1に引下げられ、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、地方自治体の財政を圧迫している。

国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記。1、計画的な教職員定数改善により小人数学級を推進すること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、「地方自治法」第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和2年9月18日。常陸太田市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣宛となります。

以上、ご提案申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○成井小太郎議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○成井小太郎議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第4号については、委員会の付託を省略することに決しました。

○成井小太郎議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○成井小太郎議長 採決いたします。

お諮りいたします。議員提案第4号教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第4号については原案可決するこ

とに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時21分再開

○高星勝幸副議長 それでは、議長を交代いたします。

休憩前に引き続き、再開をいたします。

○高星勝幸副議長 お諮りをいたします。

ただいま議長成井小太郎議員から議長の辞職願が提出されました。この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高星勝幸副議長 ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題といたします。

○高星勝幸副議長 成井小太郎議員の退席を求めます。

〔成井小太郎議長 退席〕

追加日程 議長の辞職について

○高星勝幸副議長 辞職願を朗読いたさせます。

○笹川雅之事務局長 それでは朗読いたします。

辞職願。今般、一身上の都合により、常陸太田市議会議長を辞職したいので、許可されるよう願います。令和2年9月18日、常陸太田市議会副議長高星勝幸殿。常陸太田市議会議長成井小太郎。

以上でございます。

○高星勝幸副議長 お諮りいたします。

成井小太郎議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高星勝幸副議長 ご異議なしと認めます。よって、成井小太郎議員の議長の辞職を許可することに決しました。

除斥を解除いたします。

〔12番 成井小太郎議員 入場〕

○高星勝幸副議長 ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高星勝幸副議長 ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

暫時休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時32分再開

○高星勝幸副議長 休憩前に引き続き、再開をいたします。

追加日程 議長の選挙

○高星勝幸副議長 議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○高星勝幸副議長 ただいま出席議員は18名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔事務局投票用紙を配付〕

○高星勝幸副議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高星勝幸副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔事務局投票箱を点検〕

○高星勝幸副議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

1番 森山一政 議員	2番 小室信隆 議員
3番 菊池勝美 議員	4番 諏訪一則 議員
5番 藤田謙二 議員	6番 深谷渉 議員
7番 平山晶邦 議員	8番 益子慎哉 議員
9番 菊池伸也 議員	10番 深谷秀峰 議員
11番 高星勝幸 議員	12番 成井小太郎 議員
13番 茅根猛 議員	14番 川又照雄 議員
15番 後藤守 議員	16番 黒沢義久 議員
17番 高木将 議員	18番 宇野隆子 議員

○高星勝幸副議長 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高星勝幸副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖解除〕

○高星勝幸副議長 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に

6番 深谷 渉 議員 16番 黒沢 義久 議員

を指名いたします。

よって、両議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○高星勝幸副議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票17票、無効投票1票。

有効投票中、

川 又 照 雄 議員 17票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、川又照雄議員が議長に当選となりました。

ただいま議長に当選されました川又照雄議員が議長におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により、告知をいたします。

○高星勝幸副議長 この際、川又照雄議員、議長就任のご挨拶をお願いいたします。

〔川又照雄議長 登壇〕

○川又照雄議長 川又でございます。ただいま大変な票をいただきまして、本当にありがとうございました。立候補の挨拶でも申し上げましたけれども、浅学非才の身でありながら、議員活動は21年やってきたと、その全てを出してみたい、そういう思いでいっぱいです。皆さん方の協力をいただいて議会活性化を進めていきたいと、そう思っています。どうぞよろしく願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○高星勝幸副議長 川又照雄議員、議長席にお着きを願います。

〔高星勝幸副議長 退席、川又照雄議長 着席〕

○川又照雄議長 それでは、最初のお仕事をさせていただきます。

お諮りいたします。

ただいま、副議長高星勝幸議員から副議長の辞職願が提出されました。この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、議題といたします。

高星勝幸議員の退席を求めます。

〔高星勝幸副議長 退席〕

追加日程 副議長の辞職について

○川又照雄議長 辞職願を朗読いたさせます。

○笹川雅之事務局長 それでは朗読いたします。

辞職願。今般、一身上の都合により、常陸太田市議会副議長を辞職したいので許可されるよう願います。令和2年9月18日。常陸太田市議会議長川又照雄殿。常陸太田市議会副議長高星勝幸。

以上でございます。

○川又照雄議長 お諮りいたします。

高星勝幸議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、高星勝幸議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

○川又照雄議長 除斥を解除いたします。

〔11番 高星勝幸議員 入場〕

○川又照雄議長 ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時51分再開

○川又照雄議長 休憩前に引き続き、再開をいたします。

追加日程 副議長の選挙

○川又照雄議長 副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○川又照雄議長 ただいま出席議員は18名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔事務局投票用紙を配付〕

○川又照雄議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔事務局投票箱を点検〕

○川又照雄議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔事務局局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

1番 森山一政 議員	2番 小室信隆 議員
3番 菊池勝美 議員	4番 諏訪一則 議員
5番 藤田謙二 議員	6番 深谷 涉 議員
7番 平山晶邦 議員	8番 益子慎哉 議員
9番 菊池伸也 議員	10番 深谷秀峰 議員
11番 高星勝幸 議員	12番 成井小太郎 議員
13番 茅根 猛 議員	14番 川又照雄 議員
15番 後藤 守 議員	16番 黒沢義久 議員
17番 高木 将 議員	18番 宇野隆子 議員

○川又照雄議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖解除〕

○川又照雄議長 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に

7番 平山晶邦 議員 17番 高木 将 議員

を指名いたします。

よって、両議員の立会いを願います。

〔開 票〕

○川又照雄議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票17票、無効投票1票。

有効投票中、

藤 田 謙 二 議 員 1 7 票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、藤田謙二議員が副議長に当選となりました。

ただいま副議長に当選されました藤田謙二議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

○川又照雄議長 この際、藤田謙二議員より、副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

〔藤田謙二副議長 登壇〕

○藤田謙二副議長 ただ今皆さんの多くのご賛同によりまして、副議長に選出をいただきまして、誠にありがとうございます。

川又議長が掲げます議会活性化を前進すべく、片腕となって誠心誠意努めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

特に担当となります議会広報の分野におきましては、議会報告会をはじめ、議会だより、ホームページ、SNSなどのさらなる充実に努めてまいりたいと思っておりますので、皆様のご協力よろしくお願いいたします。（拍手）

○川又照雄議長 暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後0時02分再開

○川又照雄議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

お諮りいたします。

この際、常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、この際、常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題といたします。

追加日程 常任委員会委員の選任

○川又照雄議長 各常任委員の任期は、委員会条例第3条の規定により、2年となっております。常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名することになっ

ております。

お諮りいたします。

各常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長より指名いたします。

総務委員会委員には、深谷涉議員、平山晶邦議員、菊池伸也議員、高星勝幸議員、茅根猛議員、後藤守議員、以上6名。

文教民生委員会委員には、小室信隆議員、諏訪一則議員、深谷秀峰議員、川又照雄議員、高木将議員、宇野隆子議員、以上6名。

産業建設委員会委員には、森山一政議員、菊池勝美議員、藤田謙二議員、益子慎哉議員、成井小太郎議員、黒沢義久議員、以上6名。

以上のとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしましたとおり、それぞれ各常任委員会委員に選任することに決しました。

この際、委員会条例第8条第2項の規定により、それぞれの委員会において委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

互選されるまでの間、暫時休憩いたします。

午後0時04分休憩

午後0時24分再開

○川又照雄議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

ただいま休憩中に開催されました各常任委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

総務委員会委員長、菊池伸也議員、同じく副委員長、深谷涉議員。

文教民生委員会委員長、高木将議員、同じく副委員長、諏訪一則議員。

産業建設委員会委員長、益子慎哉議員、同じく副委員長、菊池勝美議員。

以上であります。

○川又照雄議長 お諮りいたします。

この際、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、この際、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題といたします。

追加日程 議会運営委員会委員の選任

○川又照雄議長 議会運営委員会委員の任期は、委員会条例第4条第3項の規定により、2年となっております。委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名することになっております。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長から指名いたします。

深谷渉議員、益子慎哉議員、菊池伸也議員、深谷秀峰議員、成井小太郎議員、後藤守議員、高木将議員、以上7名を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました7名を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

この際、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

互選されるまでの間、暫時休憩いたします。

午後0時26分休憩

午後0時30分再開

○川又照雄議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

ただいま休憩中に開催されました委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

議会運営委員会委員長に深谷渉議員、同じく副委員長に深谷秀峰議員。

以上であります。

○川又照雄議長 この際、前任の正副議長でありました成井小太郎議員並びに高星勝幸議員から辞任のご挨拶があります。

成井小太郎議員、お願いいたします。

○12番（成井小太郎議員） それでは、辞任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

平成30年8月21日より議長の就任をして以来2年約1か月、議員各位、市長をはじめとする執行部の皆さん、また6人の議会事務局のスタッフの支えにより大過なく議長の職を全うできましたこと、心より感謝申し上げる次第でございます。

私の就任中に、元号が平成から令和に変わりました。災害の少ない常陸太田ではありましたが、昨年の台風19号では今までにない大変な被災を受けました。幸い執行部の皆様、そして議員各位のご努力により、ほぼ復旧に至ったのではないかと思います。

また、今年になりましては、コロナウイルス感染症が私たちの生活に大きくのしかかり、これまでにない生活が強いられているところでございます。このコロナ禍は終わらないことはありません。希望を持って乗り切っていきたいと思っております。

議長在任中は今までにない行動範囲が広がります。県北はもとより県内の議長との意見交換会がございまして、議会の在り方等を勉強させていただきました。これからは一議員として常陸太田発展のために努力していきたいと思います。

最後になりますが、川又新議長、そして藤田新副議長のこれからのますますのご活躍、そして常陸太田の発展をご祈念申し上げ、お礼の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○川又照雄議長 高星勝幸議員、お願いいたします。

○11番（高星勝幸議員） 一言御礼を申し上げます。

私も2年前の8月に、副議長に皆様のご支持をいただきまして選任をさせていただきました。それ以来今日まで、副議長として議長の進められた市民に開かれた円滑な議会運営と議会改革を、皆様のご支持を仰ぎながらしっかりとサポートし、議会が公平かつ円滑に運営されるべき努力をしてまいりました。これも皆様方のご協力のたまものであると感謝を申し上げます。

先ほど議長からお話がありましたように、台風、そしてコロナ禍と、今までに経験のない、そういう議会運営の中で議長を補佐してまいりましたけれども、なかなか議長の職務は大変だなと思いつつながら、私も横から一生懸命支えるようにしてまいりました。

これから新しく川又議長、そして藤田副議長さん、大変だと思いますけれども、我々も一議員となりまして一生懸命応援していきたいと思っておりますので、新しい議長、副議長さん、頑張っているようによろしくお祈りいたします。これまでの皆様のご支援に感謝を申し上げます。大変ありがとうございました。（拍手）

○川又照雄議長 以上をもって今期定例会の議事は全て議了いたしました。

閉会に先立ち、市長のご挨拶をお願いいたします。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 令和2年第6回の市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、令和元年度の各会計の決算認定をはじめといたします21件の議案等につきましてご審議をいただき、原案のとおり可決、認定、同意を賜りまして、誠にありがとうございました。

議員の皆様のご慎重で熱心なご審議に対しまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。審議の過程でいただきましたご意見、ご提言につきましては、それぞれの趣旨を十分に配慮し取り組んでまいりたいと考えております。

そして、ただいまは、正副議長、各常任委員会委員など新たな議会構成が決定をされまして、ご同慶の至りでございます。

議長には、川又照雄議員、副議長には藤田謙二議員が就任をされました。お二方にはより一層卓越した手腕を発揮されますことをご祈念申し上げ、心からお祝いを申し上げます。

また、これまでの2年間、市政発展のために多大なるご尽力を賜りました成井前議長様、高星前副議長様には、深く感謝を申し上げる次第でございます。

また、一昨日の臨時国会におきまして、菅義偉官房長官が内閣総理大臣に指名をされ、第99代首相に就任をされました。そして、また梶山弘志経済産業大臣が引き続き入閣をされました。梶山静六元官房長官を政治の師と仰いだ菅首相とご子息であります梶山氏が、引き続きコロナ禍での経済回復と日本経済発展のために経済産業大臣として再入閣をされますことは、本市にとりましてもこの上ない喜びでございます。心からお祝いを申し上げますとともに、今後のご活躍とご健勝をお祈り申し上げる次第でございます。

時節柄、議員の皆様にはご自愛の上、ご健勝にてますますのご活躍をお祈り申し上げますとともに、市政の進展と円滑な運営のためになお一層のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○川又照雄議長 今期定例会は、9月1日から本日まで18日間、議員各位には、本会議、委員会を通し、慎重なご審議を賜り、議事運営にご協力くださいましたことを心から感謝申し上げます。

以上をもって、令和2年第6回常陸太田市議会定例会を閉会いたします。

午後0時40分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

前 議 長

前 副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員